

# 東通小学校いじめ防止基本方針

平成30年4月21日  
生徒指導部

## はじめに

「いじめ」は、古くて新しい問題であるといえる。そもそも、いじめは日常的な問題であり、(いじめにより自殺者が出るまでは)弱い者を苦しめたり悩ませたりすることと捉えられていた。また、言語としての「いじめ」には、

- 〔苛める・虐める〕：弱い者に、肉体的、あるいは精神的苦痛を与える。苛むこと。
- 〔「苛める」の語源〕：きつい摩擦や刺激を与える行為のこと。
- 〔「虐める」の語源〕：ひどい、激しいということ。

の意味や語源がある。

このように、いじめの語源は、「虐め」の当て字が付与されて、人をつめで引っ掻くなど暴力で攻撃する行為から、「苛め」にみられるような、じわじわと継続的に刺激や摩擦を与えるという、2つの意味が付与されている。

つまり、いじめの用語には、暴力という物理的な苦痛を与えるものから、じわりじわりと相手にダメージを与えていくものまで含んでいて、現代のいじめは、まさに精神的に窮地に陥れるいじめが主流を占めている。また、それらは、いじめられる側に苦痛の判断が委ねられるほどの精神的な苦痛であり、第三者からはなかなか認知されにくく、いじめがあったか否かは、本人はもとよりその場に居合わせた者でしか分からない。特に、日本のいじめは同一集団内で何らかの人間関係のある者の中で起こることが多く、「どの子供がいつ加害者になっても、いつ被害者になっても不思議ではない」状況にあるといえる。こうしたことから、本校では、

**「弱い者をいじめることは、人間として絶対に許されない。どのような社会にあっても、いじめは許されない。いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度でいき渡らせる。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない」**

という考え方の下、また、

**「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に全く無関係な子供はいない」**

との基本認識に立ち、東通小学校の子供が、豊かな人間関係の中でいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるよう全校挙げて努めていかなければならない。そのためには、「いじめ防止対策推進法」の基本的理念等を深く理解し、体系的・計画的にいじめの防止（未然防止）・いじめの早期発見に取り組み、いじめがあった場合は、東通小学校として策定した「いじめ防止基本方針」（第13条 学校いじめ防止基本方針）に基づいて対応していかなければならない。

## 1 いじめ防止基本方針作成の目的

- (1) 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- (2) いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことで、児童及びその保護者に対し、児童が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- (3) いじめを行った児童への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめを行った児童への支援につながる。

## 2 いじめの定義といじめに対する本校の基本姿勢

### いじめとは

[ 『いじめ防止対策推進法』 (第2条) ] より

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

平成18年度文部科学省

《児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査》より  
本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。（なお、起こった場所は学校の内外を問わない）」

これらのいじめの定義を受け、いじめ防止のための基本姿勢として下記の5つのポイントをあげる。

- ◎ 「いじめをしない、させない、許さない(見過ごさ)ない」という雰囲気をつくる。
- ◎ 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ◎ 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い信念の下、教職員の人権感覚を高める。
- ◎ いじめの早期発見のためにさまざまな手段を講じ、早期解決のために当該児童の安全を保証するとともに、適切で毅然とした指導を行う。
- ◎ 保護者・地域そして関係諸機関との連携を深め、一体となっていじめ問題に対応する。

### 3 いじめを未然に防止するための取り組み（第15条、第18条）

いじめを未然に防止するためには、さまざまな行事等を通して、児童一人一人が認められ、互いに思いやれる関係づくりに全校挙げて取り組まなければならない。また、一人一人を大切にしたい授業を展開し、確かな学力の定着を図っていく中で、学習活動での達成感・成就感を味わわせ、自尊感情を育むよう努めなければならない。

一方、保護者・地域に対しては、いじめに関する情報の共有と発見・解消に向けての連携に努めなければならない。

#### 児童に対して

- 児童が、自己有用感や自己肯定感を高め自尊感情を育むことができ、学級の一員としての自覚をもてる学級経営及び人間関係を形成する。
- 一人一人を大切にしたい楽しい授業・わかる授業を推進し、確かな学力の向上を図るとともに、学習活動での達成感・成就感を味わわせる。
- 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもてるようさまざまな機会を通して指導していく。
- いじめを見て見ぬふりをすることは、「(是認の) 観衆」や「(黙認の) 傍観者」としての存在に等しいことや、いじめを見たらやめさせたり、先生や他の友達に知らせたりする行動をとることの大切さをわからせる。
- インターネットやスマートフォン等の使用の仕方について定期的に指導する。特に、SNSへの書き込みや写真・動画の投稿に関わるいじめには重点的に指導する。

#### 教 員

- 日常的にいじめについての問題に触れ、「いじめは、人間として絶対に許されない」との信念をもっていることを、さまざまな場面において児童に示す。
- 児童同士、児童と教員との潤滑油としての役割を自覚し、児童一人一人が自己実現を図れるように、子供が主体の学級経営に努める。
- 思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育などや学級指導の充実を図る。
- 不適当な認識や言動が、児童を傷つけたり他の児童によるいじめを助長したりすることのないように、指導の在り方には細心の注意を払う。
- 児童のストレス管理能力の向上を図るため、定期・不定期に教育相談を行ったり、道徳教育の充実させたりする。
- 児童や保護者からの訴えには、親身になって聞こうとする姿勢を持つ。
- いじめについて理解（構造・発見法・対処法等）を深め、人権感覚を磨き自己の指導等の検証を行い、明日への指導に生かす。
- 一人で問題を抱え込むことなく、管理職・学年主任・生徒指導主任、ハートフルリーダー、学年等への協力を求め、組織的な対応を心掛ける。

## 学 校

- 全教育活動を通して、「いじめをしない、させない、許さない（見過ごさ）ない」という土壌をつくる。
- いじめに関するアンケートを実施し、児童の実態把握に努める。また、いじめが発見された場合は、解消に努めるとともに、いじめについての理解を深め実践力の向上に努める。
- 校長は、全校朝会等でいじめに関する講話を行い、「いじめは、人間として絶対に許されない」との人間としての基本と、いじめに気付いた時は、「止めたり、他の者に知らせたり」する人として在り方を児童に理解させる。
- スクールカウンセラーの役割を知らせ、いつでも、誰にでも相談できる体制の構築に努める。
- いじめ問題に関する取り組みの多様化を図り、児童総会や特別の教科道徳、学級活動、集会活動などを通して、児童が自主的にいじめ防止に考えたり、取り組んだりする場を設ける
- 校内研修でいじめに関する研修を行うなどして、教職員の資質向上を図る。
- 職員会議などで気になる児童の情報交換を行い、全教職員の共通理解を図る。
- いじめ対応に備え、校内組織及び関係機関との連携の体制を整える。

## 4 いじめに対する措置

### (1) 基本的な考え方

第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。

加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが解消している要件を満たすとともに、児童の置かれている状況を総合的に判断することが必要である。

### (2) いじめの早期発見に向けて（第16条）

- 「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全教職員で児童を見守り、気付いたことを共有する。
- おかしいと感じた児童がいる場合には、学年主任や生徒指導主任に報告し、職員朝会などで共通理解を図り、大勢の目で児童を見守る。
- 児童の様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働き掛けを行い、児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合は、担任や学年等で教育相談活動を行い、悩み等を聞き状況の把握に努める。

- アセスや各アンケートの結果から，児童の悩みや人間関係を把握する。より深いアンケート調査が必要な場合は速やかに実施をして，共に解決しようとする姿勢を示し，児童との信頼関係を深める。
- いじめに繋がるインターネット及びSNS上での書き込みや画像・動画投稿がある場合には，関係する児童及び保護者の協力を得て対応に当たる。
- 保護者または外部からの通報があった場合には，些細な内容でも必ず学年主任及び生徒指導主任に報告し，関係する児童に事情を聞く等の対応をとる。

### (3) いじめの早期解決に向けて（第23条）

- いじめがあることが確認された場合，学校はいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し，詳細を確認した上で「いじめ防止対策委員会」を中心として，組織的な対応を検討する。教職員は決して一人で抱え込まず，他の教員と情報を共有し，共通理解のもと対応に当たる。
- いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員，家族，地域の人等）と連携し，いじめられた児童に寄り添い支える。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように環境を確保する。同時に，いじめを通報した児童や保護者等の安全にも十分留意する。
- 家庭訪問等により，その日のうちに迅速に被害者側の保護者に事実関係を伝え，協力して対応に当たる。
- 被害児童へは，安全の確保及び心のケアを行う。加害児童へは，教育的な配慮の下，単に反省や謝罪で終わらせず，道徳性，社会性の向上を図るなどよりよい人格形成に繋がるよう指導する。また，スクールカウンセラーや外部機関の活用，定期的な教育相談を行う。
- 基本的には関係する担任が確実な記録を残す。（事案の分析や報告書作成に活用）
- 学校内だけでなく，保護者や地域，関係諸機関や専門家等と協力して解決にあたる。特に，保護者へは学校側の取組の状況を伝えるとともに，家庭での様子や友だち関係の情報を集めることなどを通して，不安感・不信感を抱かせず，信頼関係の構築しながら対応にあたる。
- インターネット及びSNSへのいじめに関する書き込み，画像・動画の投稿については，加害児童及びその保護者と協力し，プロバイダやサイト運営者に連絡をし，即時に削除する。場合によっては，警察など関係機関から削除要請を行っていただく。

### (3) いじめの解消とは

#### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは，少なくとも3か月を目安とする。ただし，いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は，この目安にかかわらず，学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により，より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は，相当の期間が経過するまでは，被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し，期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は，改めて，相当の期間を設定して状況を注視する。

#### ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において，被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し，心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

#### (4) 児童への指導

- 被害児童へは、安全の確保、秘密の厳守、心のケアなど継続して行う。また、保護者に対しても児童に準じて必要な措置をとる。
- 加害児童へは、毅然とした態度で指導し、教育的な配慮をしながら、社会性や規範意識の向上などを図り、よりよい人格の形成を図る。
- 被害児童及び加害児童へは、教職員だけではなく、必要に応じてスクールカウンセラーなど外部機関にも指導をお願いする。
- いじめ解消後でも、定期的に個人面談などを行い、再発防止に務める。

### 5 いじめ問題に取り組むための校内組織

#### (1) 校内組織

##### 生徒指導連絡会・生徒指導部会

生徒指導連絡会 : 職員会議の際に、必要に応じて、生徒指導上の情報交換を職員全体で行い、生徒指導上の共通理解を図る。

生徒指導対策委員会 : 問題を抱えている児童についての現状や指導についての情報交換、及び共通認識に基づいた共通行動について話し合いを行う。

##### いじめ防止対策委員会(第22条等)

いじめ防止に関する措置を実効的に行うために、

- 校内いじめ防止委員会 : 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、当該学級担任、当該学年主任、ハートフルリーダー
- いじめ防止推進協議会 : 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、当該学級担任、当該学年主任、ハートフルリーダー、学校評議員、PTA役員、スクールカウンセラー

※教育委員会など外部機関の協力も得る。

を設置する。必要に応じて小委員会を開催する。

#### (2) 重大事態発生時の対応 (別紙)

## 5 教育委員会等との連携について

いじめを確認した場合は、東通村教育委員会に報告するとともに、状況によって「重大事態」と考えられる場合は、「いじめ防止対策推進法」に則して、緊急生徒指導部会を開くとともに、東通村教育委員会に指導・助言を求め組織的に対応していく。また、法に抵触すると考えられる場合によっては、むつ警察署へ通報し対応等の相談をする。

## 6 学校評価の実施

学校評価において、いじめ問題への取り組み等について自己評価を行うとともに、その結果を教育委員会等に報告する。また、学校評価をもとにして、いじめ防止基本方針の見直しをしていく。

## 7 その他

### (1) 特別な支援を必要とする児童への配慮

特別支援学級に在籍する児童、もしくは、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童がかかわるいじめについては、個々の児童の特性を踏まえた適切な指導及び支援や、周囲の児童に対する指導を行う。また、いじめられた内容についてうまく表現できない場合もあるので、他の児童から情報を集め、実態の把握に務める。

いじめを許さない豊かな心を育てていくため、個々の児童を尊重する教育の推進が必要であり、特別支援学級と通常の学級との交流等を積極的に進める。

### (2) 校内研修の充実

○いじめ防止基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図る。また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修を進める。

○いじめを未然に防止するためにアセス等の分析・活用のための研修を実施する。

○情報モラル等（インターネット上のいじめ等）に関する研修を実施する。

### (3) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整える。

### (4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

○「いじめ防止対策委員会」において、学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているか定期的に点検し、改善を図る。

○いじめの実態把握等、学校における取組状況等に関わる点検項目を設け、年度毎に改善を図る。

## 重大事態への対処

### (1) 学校による調査組織の設置

- いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき（「生命心身財産重大事態」児童が自殺を企図した場合等）。
- いじめにより児童が相当の期間（概ね年間30日）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき（「不登校重大事態」一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）。
- 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき（重大事態が発生したもとして報告・調査等にあたる）。

### (2) 重大事態の発生とその対応

#### ☆学校を調査主体とした場合

東通村教育委員会の判断・指導・助言のもと、以下のような対応にあたる。

#### ●学校の下に、重大事態の調査組織を設置

※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し（弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉等）、当該いじめ事案関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性が確保されるよう努める。

#### ●調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

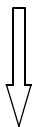
- ※ 調査は可能な限り速やかに実施する。調査方法は、アンケート調査、聞き取り調査の他、被害児童や保護者から要望がある場合は、可能な限り調査に反映させる。
- ※ 調査の実施に当たっては、被害児童と保護者だけでなく、課外児童や調査の対象となる児童とその保護者にも、調査事項や調査の進め方を説明する。
- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料に再分析や必要に応じて新たな追加的な調査を実施する。

#### ●いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。（適時適切な方法で、経過報告があることが望ましい）
- ※ 東通村個人情報保護条例に従うことを説明する。
- ※ 調査により把握した情報（アンケート、聴き取り、いじめの通報や個人面談の内容等）の記録は、適切に保管するとともに、保管期間を5年とする。
- ※ 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請は、保護者に丁寧に説明を行った上で手続きを進める。
- ※ 得られたアンケートには、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。



● 調査結果を東通村教育委員会に報告



※ いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文章の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要措置

※ 調査結果は、被害児童とその保護者に報告するとともに、加害者側にも情報を提供する。調査結果を報道機関等の外部に公表する場合、公表の仕方や公表内容等を被害児童及びその保護者と確認する。

## ☆東通村教育委員会が調査主体となる場合

● 東通村教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

※ 学校に対し、必要な指導及び支援を行う。その際、指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の職員を派遣する。

## ☆村長による対処

※ 重大事態の調査が不十分である可能性がある場合は、再調査の実施について検討し、第三者の参画を得た組織を設ける等の方法により、再調査を行うことができる。